

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の申請等に係る法令試験の 実施要領について

一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

中部運輸局長 野 俣 光 孝

記

1 実施時期

法令試験は、経営許可申請書を受理した日以降、適宜実施する。

ただし、地方公共団体から運行を受託して一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の経営許可申請をしようとする者（受託する予定又は可能性がある者を含む。以下、前段の経営許可申請者と併せて申請者等という。）から事前試験申込書の提出がある場合は、申請前に適宜実施する。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の 7 日前までに申請者等あて通知する。

2 試験対象者

申請者等本人（申請者等が法人である場合は、許可後、当該一般乗合旅客自動車運送事業に専従する常勤役員）とする。

なお、試験開始前に、受験者本人であることを運転免許証、個人番号カード等の提示により確認する。

3 出題範囲

以下のとおりとする。

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 自動車事故報告規則
- ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

4 設問方式

○×方式、語群選択方式及び簡単な筆記回答方式とする。

5 出題数

3 0 問とする。

6 試験時間

45分とする。

7 合格基準

正解率80%以上（24問以上の正解）を合格とする。

8 試験の結果

試験終了後に合否を発表する。

事前試験に合格した場合は、合格の日の翌日から起算して6か月間有効な事前試験合格証を発行する。事前試験合格証は、経営許可申請書の受理時点において、有効であるかを判断する。

9 再試験

初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。

10 その他

受験の際には、法令集等の持ち込みを認めることとする。

- 11 事業の譲渡譲受、合併若しくは分割、相続又は事業計画変更（平成18年9月28日付中運局公示第53号「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」1（11）①により条件を付された一般乗合旅客自動車運送事業者が運行の態様の追加を行う場合に限る。）の認可申請は、この実施要領に準ずる。

ただし、譲受人、合併若しくは分割の存続法人又は相続人が同種別の事業を営んでいる者である場合は、法令試験を省略する。

附 則

1. 本公示は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。
2. 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請等に係る法令試験の実施要領について」（平成14年2月18日中運局公示第298号）は、平成25年10月31日をもって廃止する。

附 則（令和2年3月30日 中運局公示第113号）

本公示は、令和2年4月1日以降に申請又は事前試験申込書を受け付けるものから適用する。

附 則（令和3年9月28日 中運局公示第31号）

本公示は、令和3年9月28日以降に申請又は事前試験申込書を受け付けるものから適用する。

附 則（令和6年3月19日 中運局公示第146号）

本公示は、令和6年3月19日以降に処分を行うものから適用する。